

平成 30 年度第 1 回

函館市環境審議会会議録

開催日時	平成 30 年 10 月 31 日（水） 15 時 00 分～16 時 50 分
開催場所	環境部庁舎 4 階大会議室
議 題	(1) 正副会長の選出 [公開] (2) 平成 30 年度版函館市環境白書（案）について [公開] (3) 函館市公害防止条例における規制基準の制定改廃について [公開] (4) その他 [公開]
出席委員	三浦汀介委員，三上修委員，若松裕之委員，小玉齊明委員，澤辺桃子委員，渡辺友子委員，兼平史委員，森谷貞幸委員，鳥田宏行委員，山本和人委員，竹内正幸委員，渡部保光委員，坂爪庄一委員，山本正子委員，小鳥二郎委員，谷岡浅子委員，森山佳子委員（計 17 名）
欠席委員	笠井亮秀委員，綿貫豊委員，平沢秀之委員，佐々木恵一委員，池田誠委員，中市敏樹委員，西村洋子委員，鄭舜玉委員（計 8 名）
事務局の出席者の職氏名	環境部次長 對馬公彦 環境総務課長 進藤昭彦 環境対策課長 栗谷正尚 環境推進課長 中村直人 環境総務課主査 福田誠 環境総務課主査 橋本健二 環境対策課主査 柳町琢也 環境対策課主査 橋野誠司 環境総務課主任 佐藤弘康 環境総務課主事 上野沙耶
福田主査	皆様，本日はお忙しい中，ご出席をいただき，誠にありがとうございます。 定刻となりましたので，ただいまから函館市環境審議会を開催いたします。 私は、本日の進行を務めさせていただきます環境部環境総務課の福田

	<p>と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の審議会は委員定数25名のうち、出席が17名と、過半数に達しておりますので、函館市環境基本条例第38条第3項によりまして、本会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>なお、本審議会の議事録につきましては、後日、市のホームページで公開しますので、ご了承願います。</p> <p>続きまして、昨年11月末の任期満了に伴い、委員が交代になっておりますので、改めて各委員をご紹介しますと存じます。</p> <p>【委員紹介】</p> <p>次に事務局をご紹介します。</p> <p>【事務局紹介】</p> <p>次に資料の確認をいたします。</p> <p>【配付資料の確認】</p> <p>それでは今回は、委員改選後初めての審議会となりますので、最初に、会長・副会長の選出に移りたいと存じます。</p>
進藤課長	<p>本日は、委員改選後のため、会長が選出されますまでの間、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>函館市環境基本条例第37条第2項では、「会長および副会長は、互選により定める。」という規定になっております。</p> <p>選出方法はいかがいたしましょうか。</p> <p>(「事務局の案」との声あり。)</p> <p>事務局案というご発言がありましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、事務局の案をお諮りいたします。</p> <p>会長には三浦汀介委員、副会長には渡辺友子委員に引き続きお願いいたしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしのご発言がありましたので、会長には三浦委員、副会長には渡辺委員が選出されました。</p>
福田主査	<p>それでは、規定によりまして議長は会長にお願いすることとなっておりますので、三浦会長、よろしくお願いいたします。</p>

三浦会長

会長に選任いただきました三浦でございます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

任期の最初でもありますので、ひとことご挨拶を申し上げます。

トランプ大統領が脱退を表明したことで話題になったパリ協定、COP21ですが、これは、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みであります。史上初めて全ての国が合意して採択された協定ですが、2015年に結ばれた同協定は1997年に採択された京都議定書から、18年も経っております。

パリ協定を批准した日本は中長期計画として「2030年度までにCO2排出量を2013年度比26%減少させる。」、また、「2050年までに同じく、80%減少させる。」という目標を立てております。これは、非常に思い切った目標であると同時に、その実現は極めて厳しいとも言われております。

ところで、国内の問題に目を転じますと、2018年9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震が強烈な印象を残しております。実際に北海道にいた我々は、今回の地震で電気のない生活がどんなに不自由かを思い知らされたところでございます。地震発生と共に、道内すべての火力発電所が完全停止してしまい、停電を被ったのは、実に北海道の全戸で約295万戸とも言われております。

一方、国際的には、6月9日、カナダで開催されたG7シャルルボワ・サミットが話題になっております。この会議では、海洋プラスチック問題等に対応するため世界各国に具体的な対策を促す「海洋プラスチック憲章」が採択されましたが、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダの5カ国とEUは、これに署名した訳ですが、一方、日本と米国は署名しなかったのは残念なことでした。日本政府は署名しなかった理由として、プラスチックごみを削減するという趣旨には賛成しているものの、国内法が整備されていないため、社会に影響を与える程度が現段階では掴めないということで、署名できなかったと説明しています。

現在、プラスチックによる海洋汚染が、環境への深刻な問題となっております。環境問題は地球温暖化だけにとどまりません。おそらく地球規模の環境問題に対して人間が及ぼしている影響は誠に大きなものがあ

	<p>るだろうと考えております。</p> <p>米国環境保護庁，E P Aは，環境リテラシーについて次のように述べております。</p> <p>「環境リテラシーは，環境教育プログラムの望ましい所産である。環境的なリテラシーをもった人は，生態系と社会・政治的システムの両方を理解し，環境的な質の向上に向けての重要性を主張する意思決定のために，その理解を適用しようとする意向を持つ」と定義して，これを環境教育の目標の本質に関わるキーワードと考えているようです。</p> <p>この会議を進めるにあたって，我々も，このような視点を持ちながら，皆さんとともに函館の環境問題についても考えていきたいものと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて，今回の議題については，「平成30年度版函館市環境白書(案)」と「函館市公害防止条例における規制基準の制定改廃について」となっております。</p> <p>皆様の忌憚のないご意見をいただければと思っております。</p> <p>なお，本日の終了予定時刻は17時頃を予定しておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではまず「平成30年度版函館市環境白書(案)」について，事務局から説明をお願いします。</p>
進藤課長	(函館市環境白書(案)，事前意見に対する回答の内容説明)
三浦会長	ただいま事務局から平成30年度版函館市環境白書(案)と事前意見に対する回答の説明がございましたが，質問，ご意見等があれば，挙手の上，ご発言をお願いいたします。
澤辺委員	<p>3点ほど，確認したいと思います。</p> <p>p3の表1-7ですが，商業のところ，昨年度の環境白書だと26年に入っていた数字が平成25年に入っています。このことについて確認させてください。</p> <p>次にp32ですが，有機農業などの自然環境の保全に資する農業生産活動への支援とありますが，同じ文言がp57にも記載があります。これについては，p72にある環境保全型農業の促進で補助金をだしてお</p>

	<p>り、数値が入っていませんが、本文と表のこの組み合わせが合っているのか確認させてください。</p> <p>3点目としてp35で放射線によるモニタリング結果において、昨年度は記載がありませんでしたが、今回の検査の水質でカリウム-40が測定されています。これは、環境省の方で決めて測ったということなのでしょうか。</p>
進藤課長	<p>p3の表1-7については、仰るとおり数字がずれているので、確認して掲載したいと思います。</p>
福田主査	<p>農業の関係ですが、市の方で環境保全型農業直接支払推進事業費補助金を平成29年度に創設しており、それに基づきp32、p57およびp72の表に関連して掲載しています。表の数値に関しては、あくまでも施設整備に関するものを掲載することとなっておりますので、この補助金は、施設整備ではありませんので、数値については、空欄となっております。</p> <p>また、p35については、環境省の公開しているデータをこれまでも掲載しており、環境省が決定して測ったという理解でよろしいと思います。</p>
山本（和）委員	<p>p37でトドやアザラシの被害に触れていますが、最近の状況に直したらいいのではないかと思います。絶滅危惧種となっておりますが、現時点では準絶滅危惧種にランクダウンしております。国がトドを管理する管理基本方針を定め、捕獲する枠を決めて、銃器による駆除や追い払いをしており、ただ駆除するのではなく、トドを少なくするような形で管理することとなっております。農林水産部局に確認すると詳しく説明があると思いますが、最新の状況を記載した方が、白書としては、よろしいのかなと思います。</p>
三浦会長	<p>事務局は、今の発言を参考にして検討してみてください。</p>
三上委員	<p>p36ですが、「生息頭数を45万頭から38万頭に減らす」とありますが、これだと45万頭いるのを38万頭に減らすことになるのですが、多分違いますよね、ちょっと確認してください。現状から幅を持たせて減らすことにしていると思います。</p> <p>p85の温室効果ガスですが、全体的には減っていますが、人口が減</p>

	<p>少しているので一人当たりの排出量が増えているのは、函館市だけの現象なのでしょうか。全国的に見ても、この程度、増加するのでしょうか。函館市だけの現象であれば、何か対策を考えなければならないと思います。</p> <p>事前意見に対する回答でクルーズ船についてですが、これから70回に寄港が増加し、大型クルーズ船が入ると、1寄港あたりの人数も増加すると思います。そうすると、結構な環境負荷だと思います。ですが、経済効果としては素晴らしいことなので、推進した方がいいと思いますが、人が来ることにより、環境負荷がかかり、観光害みたいなものが起きてしまう可能性があります。経済的に潤った部分を、例えば函館山の整備に使うなど、循環させて、観光地としての函館市の自然の価値を維持していく方向にしていった方がいいのかなと思います。環境部だけで出来る話ではないと思いますが、そのような作戦を少しずつ考えていてはどうかと思います。</p> <p>モニター報告について、私は掲載するべきではないとした件ですが、皆さんからの反論がありましたら、再考いただきたいと思います。</p> <p>亀田川の件ですが、北海道の管理なので、上手くいかないというのはよく分かりますが、本当に手の出しようがないのでしょうか。ボランティアの方がどのような活動をしているか、あまり良く分かっていませんが、例えば、ここは切り払って良いとか、ボランティアにお願いすることは出来ないものなのでしょうか。ボランティアの方が手を出せないと思っていた領域を北海道からその程度であればやって良いということがあるかもしれないと思います。現状、歩けないところを草刈りするなど、そういう方向で手が出せないなりに、出来ないのでしょうか。</p>
進藤課長	<p>頭数の関係については、見る方によって捉え方が変わってくるのであれば、よろしくないのでは、表現の仕方を考えます。</p>
橋本主査	<p>温暖化につきましては、1990年度の函館市の一人当たりの排出量が7.9tで、全国が8.14t、全道が8.83tとなっています。資料がちょっと古いのですが2014年度で北海道が12.9t、全国が10.7t、函館市のものが、ちょっと持ち合わせておりませんが、全国的な傾向となっています。</p>

進藤課長	<p>クルーズ船の関係や亀田川の件については、この場ですぐお答えできる話ではないので、意見として関係部局に話をして参りたいと思います。</p> <p>p 94 のモニター報告については、環境に関係ないものや趣旨にそぐわないものについては、これまでも掲載しておりませんが、本件については、当初、掲載しようと考えておりましたが、委員からのご指摘があり、事務局としても、そのとおりであると判断し、削除することとしましたが、違うという意見があれば、仰っていただきたいと思います。</p>
三浦会長	<p>この件に関して、何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>事務局ならびに三上委員の考え方でよろしいようなので、この件は削除することをお願いします。</p>
兼平委員	<p>三上委員が指摘していたところが気になりましたが、一人当たりの排出量に関してですが、全国的にも増えているという話がありましたが、市民一人当たりでも増えているのが分かりました。平成19年から平成22年まで減っていたものが、平成23年から増加に転じております。節電や省エネの意識は、高まっていると思っていましたが、こんなに増えている要因は何によりますか。</p> <p>p 65 にアンケート結果が記載してありますが、エネルギーの有効活用に心がけている人の割合が98.5%と非常に高い状況です。排出量の増加と合致しませんので、ずれがあるのであれば、意識改革が必要なのではないでしょうか。</p>
進藤課長	<p>p 85 の全体の排出量が増えているのは、震災の関係でございまして、火力発電の割合が多くなったことにより、排出量の増加に繋がっています。</p> <p>一人当たりの部分では、緻密な分析は行っていませんが、排出量があまり下がらない中で、人口が減少している部分を割り返すと、一人当たり排出量の増加に繋がっていると思われれます。決して、皆さんの意識が低いというわけではございません。</p>

橋本主査	<p>補足して説明させていただきますが、二酸化炭素の排出量に関しては、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門で分かれており、家庭部門については、委員ご指摘の節電が影響してきますが、産業部門等に関しては、生産額などで算出するため、産業が活性化すると二酸化炭素の排出量が増えることとなります。ただ、函館市の場合は、日本たばこが2000年に撤退したことで、産業部門は減少しております。また、運輸部門については、車の数が影響しており、1990年より、車の台数が増加しているなど、皆さんが節電・省エネの意識を持っていただくものと、算出方法には違う面があるをご理解いただきたいと思います。</p>
兼平委員	<p>人口と比例して減らすのが難しいというは、分かりました。</p> <p>太陽光発電についてですか、p48に一覧の記載があり、一般住宅の導入状況も記載されていますが、補助金の手続きが非常に複雑で、補助金を得るための要件が厳しいので、もう少し緩やかな補助基準にさせていただくと利用促進に繋がるのではないのでしょうか。</p> <p>また、地震で停電が起きて、一般家庭や事業所で太陽光発電の活用が停電対策になると感じましたが、同時に蓄電池もあるとより良いと感じました。蓄電池導入に対する補助は検討されているのでしょうか。</p>
進藤課長	<p>太陽光発電の補助金申請の手続きの件につきましては、経済部に伝えておきます。</p> <p>蓄電池導入に伴う支援については、今のところ無いと思います。検討状況についても確認しないと分かりません。</p>
兼平委員	<p>蓄電池については、まだまだ値段が下がらず、高価なものなので、是非、ご検討いただきたいと思います。</p> <p>最後になりますが、放射性物質について、福島第一原発の事故以降、関心が高くなりましたとp32に記載がありますが、函館市でも福島の被害を見て、放射性物質から市民を守るために大間原発の差し止めの裁判を提起しているが、是非、白書にもこれらの記述があればいいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>それと、関連してp33の表3-37ですが、平成30年の測定の結果が、飛灰処理物のセシウムの数値が6.6Bq/kgとなっており、高い数値だと思いたいますがいかがでしょうか。</p>

進藤課長	<p>原発につきましては、昨年度も同じ回答をさせていただきましたが、過去、環境審議会の中でも話題に上がり、市としても市長まで確認をとり、原発の問題に関しては、特に総務部が所管しているところであり、環境白書では取り扱わないということで整理をし、環境審議会へ報告し、了承されたこととなっているので、その考えは変わりません。</p>
中村課長	<p>セシウムの数値についてですが、29、30年度と2年分しか記載しておりませんが、震災以降調べてきた中で、何回か数値はでております。数値については、6.6Bq/kgということで、放射性物質として扱う必要のないものとされている基準が表の右下にあるように100Bq/kgとなっておりまして、数値的には、大きなものではないと考えています。</p>
山本（正） 委員	<p>三上委員と重複するかもしれませんが、クルーズ船の寄港は、観光客が見受けられ、良いことだと思いますが、観光されたときの廃棄物について、包装されている中の物だけを持って、包装は捨てていくという姿を何回も見ているので、観光客に対する対策というか、おもてなしの部分でどのように進めていったら分からないが、寄港の数が多くなれば、何らかの対策をしなければ、そのようなことが多くなってくるのかなと思いました。</p> <p>今年の夏に教育大の学生が自由研究で、亀田川のごみについて、取り組まれたグループがあつて、参加させていただきましたが、モニターについても、環境に興味を持っている学生もたくさんいるので、モニターの掘り起こしを考えていった方が、いいのかなと感じました。</p>
三浦会長	<p>一つ目の件は、これまで、クルーズ船がたくさん寄港することはなかったのですが、函館の経済効果としては大きなメリットだけど、それによって生じる環境負荷が増えてくるということがありますので、今後、考えていかなければならないと思いますが、現状、事務局の方で、この件に関して何か考えはありますか。</p>
進藤課長	<p>クルーズ船の寄港は経済効果としては大事ですし、観光客によるごみの問題だけではなく、交通量が増加して渋滞が増えるだとか、クルーズ船の排出するガスなどといった問題もありますが、今時点では、深く掘り下げていませんが、今後、クルーズ船の寄港の増加による実態を見極めていく必要があると思いますし、それに対応していくために、情報収</p>

	<p>集も必要だと考えております。</p> <p>また、モニターの件につきましては、若い人の意見は大事だと考えています。後ほど説明しますが、新しい環境基本計画を策定することになっており、環境モニター制度についても、計画の改定にあわせて制度のあり方を検討していきたいと考えています。</p>
山本（正） 委員	<p>従来のやり方だと高齢者が多く、実際の統計でも多くなっています。函館市の人口は60歳以上が増えているので、一般的に応募した場合に当然、高齢者が多くなってきます。意識して若い人の層をお願いしていくことを考えていかなければならないと思います。</p>
三浦会長	<p>そういう点を考慮して、進めていただければと思います。</p> <p>毎年、審議会をやっていますが、新しい発見だと思います。クルーズ船が多く寄港することにより、生ずる環境問題というのは、今まではありませんでした。</p> <p>これまでは、過去からの継続している問題を扱うことが多かったのですが、クルーズ船の問題は、今後、顕在化してくる可能性はあります。経済の発展とともに出てくる問題が、良い面を残しつつ、悪い面をなるべく押さえ込んでいくようなことを、これからやっていかなければならないと思います。函館は観光もすごく大事です。経済の基盤もあるし、きちんと考えていかなければならないと思います。</p> <p>皮肉な話をしますが、CO2排出量が減るのは、産業が衰退していくから減っていくような話をされていましたが、地方都市、函館で起こっています。</p> <p>全体的な話をすると、都市市民と地方市民の個人一人当たりのエネルギー消費は、圧倒的に東京の方が少ない状況です。地方は、いろいろなインフラを支えるための一人当たりの人口が少なく、一人当たりの負担が大きくなってしまいます。</p> <p>そのようなことを我々、理解しながら、経済と環境の問題を勉強していきたいと思います。</p> <p>ほかに、ご意見などがなければ、「函館市環境白書(案)」についての審議を終了したいと思います。</p> <p>なお、ただいま出された意見につきましては、十分ご配慮をいただく</p>

	<p>ということで、最終版作成の中で調整をお願いします。</p> <p>完成はいつ頃になりますか。</p>
進藤課長	<p>皆様から頂戴いたしましたご意見等を基に必要な修正をいたしまして、11月中には市のホームページで公表したいと考えております。</p> <p>なお、皆様には印刷したものをお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
三浦会長	<p>白書は11月中の公表ということです。</p> <p>さて二つ目の議題ですが、「函館市公害防止条例における規制基準の制定改廃」について、事務局から説明をお願いします。</p>
栗谷課長	<p>新しく委員になられた方もいますので、本件は昨年も議論いただいています。改めて、審議いただく理由を説明いたします。</p> <p>市の公害防止条例は、昭和48年に施行し、市内の大気汚染、水質汚濁の防止に一定の効果上げてきました。その後、40年以上経過し、市内の大気汚染などの状況が改善し、企業による環境、公害問題に対する取組みも進んできました。このようなことから、昭和48年に施行した条例を見直すこととし、今年3月に改正し、4月から施行しております。</p> <p>この改正にあたり、昨年度、公害問題関係の有識者からなる検討委員会を設置し、多方面から議論いただき、その結果を報告書として、10月に提出していただきました。市では、その内容を踏まえた改正条例案の骨子を取りまとめ、昨年11月開催の環境審議会に報告し、審議いただくとともに、パブリックコメントを実施し、改正したところです。</p> <p>この条例には、市内の大気汚染状況等を勘案し、必要に応じ、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設以外の施設に対し、必要な規制を課することができる規定があります。その規制の制定、変更、廃止について、規定をしておりますのが、本日、議論いただく、函館市公害防止条例第7条の規定になります。</p> <p>条例改正時に設置した検討委員会の報告書では、規制基準に対する審議会からの意見聴取に関する事項についても報告があり、条例は、報告に沿った形で改正をしています。改正後の条例には、審議会からの意見聴取について規定されていることから、今回の審議会でも議論していた</p>

だくこととしました。それでは、内容について説明いたします。

改正後の公害防止条例は、環境白書のp116に掲載しています。第7条（規制基準の設定）ですが、「ばい煙発生施設を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準」、このばい煙というのは、条例第2条第2項に「ばい煙とは」と記載しております。この中に硫黄酸化物やばいじん、その他有害物質を規定しています。これが条例に定めるばい煙になります。ばい煙発生施設というのは、第2条第3項に「ばい煙発生施設とは」とあり、規則で定めるとなっております。規則で定めるばい煙発生施設とは、石炭や薪などの固体燃料を燃焼させるボイラーになります。大型のボイラーについては、大気汚染防止法により、規制されていますが、それより小型の固体燃料ボイラーが、条例のばい煙発生施設として、規制対象となっています。

許容限度については、規則で定めるとなっており、その内容が、本日お配りした2枚目の横の表となっています。規則第4条で第7条第1項に定める許容限度は、別表のとおりとなり、硫黄酸化物とばいじんの排出基準が定められています。このため、市内で法律の規制対象よりも小型の石炭や薪を燃料とするボイラーを設置しようとする場合は、事前に市への届出が必要なほか、条例、規則に基づき規制基準が適用になります。

この基準を制定、変更、廃止しようとする場合についての規定が条例第7条第2項であり、この取扱について、審議いただくこととなります。この条文は2段構えになっており、前段で、規制基準の制定改廃をする場合は、審議会の意見を聴かなければならないとなっています。後段のただし書きで、審議会が意見を聴くことを要しないと認めたものについては、審議会の意見を聴かずに市が規制基準の制定改廃をすることができるという作りになっています。これは、検討委員会でも議論があり、条例改正にあたり、他の自治体の条例を参考にした中で、国の基準と同一の基準に変更する場合については、審議会の意見を聴かないで、自治体側で変更し、結果を審議会に報告します。オリジナル・独自の規制基準を制定改廃する場合は、審議会でも議論し規制基準を設定します、という手法を取っている自治体が非常に多くありました。このため、検討委

	<p>員会および市の法制担当とも協議し、ただし書きを設け、条例施行後の審議会において、議論いただく形となったところです。</p> <p>条例第7条第2項の取扱いに関する市の考え方は、(1)市の独自基準の場合は、例外規定を適用しないで、審議会で議論いただきます。ただし、(2)国の基準と同一の場合は、国の規制基準は、科学的知見に基づき専門家による調査審議を経て、パブリックコメントも実施しており、健康に関わることから早急な改正が必要などの観点から、国と同一の場合については、市が審議会の意見を聴かずに改正し、その後、速やかに審議会に報告したいということであります。</p> <p>例えば、ばいじんの排出基準や硫黄酸化物の排出基準は、国と同じ基準になっており、ばいじんであれば、国も市も0.30グラムとなっています。仮に国がこれを0.20グラムとした場合に、函館市も法改正を踏まえて、0.20グラムに規則を改正し、その結果を審議会に報告することとなります。ただ、国の基準にない、例えば、PM2.5は、現在、国の規制基準はありませんが、市内の大気状況から、市民の健康が保たれないと判断し、独自に規制基準を設ける場合は、審議会で議論いただくこととなります。ということにさせていただきたく、ご承認願いたいと存じます。</p>
三浦会長	<p>事務局から説明がありましたが、2つの考え方があり、1つは国の基準と同一のものは、審議会の意見を聴かないでいいのではないかと。それと異なる場合、オリジナルで函館独自に規制基準を設ける場合には、審議会で意見を聴かなければならないという、単純に言えば、このようなことだが、皆さん、どうでしょうか。</p>
三上委員	<p>函館市環境審議会が意見を聴くことを要しないとは、どこがいつ判断するのでしょうか。</p>
栗谷課長	<p>やり方としては2通りあると思います。個別の案件ごとに審議を要するか、要しないか判断いただく場合と、今、提案している国の基準と同一にする場合は、すべからく、審議会の意見を要しないという取扱にするということであります。</p>
三上委員	<p>文章の主語の問題かもしれませんが、函館市環境審議会が意見を聴くことを要しないと認めるのはだれでしょうか。</p>

栗谷委員	環境審議会です。
三上委員	一旦、必ず、環境審議会に話がくる理解でよろしいでしょうか。
栗谷委員	それを、今、お諮りしています。環境審議会の皆さんに、資料のような取扱をしたいと提案しております。
三浦会長	前提条件として、国の基準に函館市が合わせるのは、特に問題ないのではないのでしょうか。
三上委員	分かります。しかし、例えば、PM2.5が函館市独自で基準を制定した場合、国は基準がないのだから、これを撤廃することは、審議会の意見を聴かないという理屈が通ることになるのではないのでしょうか。
栗谷課長	そういうことではありません。あくまでも国の基準と同一の規制基準を変更する場合の取扱です。国の基準がないものについては、函館市オリジナルの規定なので、科学的・医学的知見に基づいて、規制をする必要があるのか審議会で議論いただく必要があると考えております。
三上委員	現在、函館市はPM2.5の基準を持っているのでしょうか。
栗谷課長	持っていません。
三上委員	分かりました。現状、函館市独自で持っている基準はありますか。
栗谷委員	ありません。
三上委員	分かりました。確認ですが、仮に函館市が独自に基準を作ったとします。しかし、それは、すぐに環境審議会を通さずに消すことができますよね。この理屈だと、違いますでしょうか。
栗谷課長	そのようなことにはなりません。函館市独自基準の制定改廃の場合は、必ず審議会の意見を聴くこととなります。そのように提案しております。
三上委員	オリジナルの基準は審議会の意見を聴くことになっているのですね。私にはちょっと読み取れませんが、承知しました。
三浦会長	単純に言えば国の基準が改正された場合は、函館市も改正しましょうということです。それに関しては、議論は必要ないですよと、それ以外のことは、すべからく、審議会で議論をするということになっています。 ほかに、ご意見がなければ、函館市公害防止条例施行規則の規制基準を公害関係法令と同一に制定改廃する場合は、函館市環境審議会の意見を聴くことを要しないと認めることといたします。

	次に「その他」になりますが，事務局から何かありますか。
進藤課長	<p>新たな環境基本計画策定に向けた取り組みについて，ご報告いたします。</p> <p>現在の函館市環境基本計画[第2次計画]ですが，計画期間が平成22年度から平成31年度までとなっております，第3次計画策定にあたり，今年度は，市民1,000人，市内の事業所200ヶ所を対象としたアンケートを実施するほか，現計画の進捗状況や効果の分析をする基礎調査報告書の作成や，市民・事業所を対象としたワークショップを開催する予定となっております。</p> <p>これらの内容につきましては，新計画策定のための基礎資料となるものでありますことから，まとまりましたら，来年の2月頃に当審議会においてご報告させていただきたいと考えております。</p> <p>来年度，計画の策定に当たり，通常年1回開催している審議会のほかに，3回程度，開催させていただくことになるので，その際は，よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>2月の審議会については，日程が近くなりましたら，改めて，ご案内させていただきますので，よろしくお願ひします。</p>
三浦会長	<p>来年度までが計画期間となっている環境基本計画について，新計画を策定するための作業が進められておりまして，来年2回目の審議会を開催し，アンケートや基礎調査などの報告を受けることとなりますが，何か確認したい点などありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ないようですので，ほかに，ご質問などがなければ，「その他」についてを終了したいと思ひます。</p> <p>事務局からほかに何かありますか。</p>
進藤課長	<p>先ほど申し上げました来年実施予定のワークショップですが，本日参加の委員の皆様のご団体，特に学生さんなど，広く周知いただき，参加を促進していただきたいと思ひます。</p> <p>後日，詳細が決まりましたら，皆様にお知らせいたしますので，周知について，どうぞよろしくお願ひします。</p>
三浦会長	では以上をもちまして，本日の審議を終了いたします。ご協力の程あ

	りがとうございました。
福田主査	以上で 審議会を閉会いたします。